

「石神井中学校同窓会」会則

- 第1条 本会は、「石神井中学校同窓会」と称し、事務所を会長宅に置く。
- 第2条 本会は、会員の相互の親睦を図ると共に母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、目的達成のために下記の事業を行う。
(1) 会員相互の親睦を図るための事業（同窓会、同期会等）
(2) 母校の発展助成に資する事業
(3) その他役員会で必要と認めた事業
- 第4条 本会は、下記の経費によって事業を行う。
(1) 会 費 (1,300円)
(2) 寄付金
(3) その他
- ※ 会費は、会員中の正会員に賦課し、原則として卒業時に終身会費として納入する。
- 第5条 本会の会員は、下記の通りとする。
(1) 特別会員
(2) 客員会員
(3) 正会員
現職校長は名誉会長とし、特別会員は学校職員、旧職員は客員として会費は負担しない。正会員は、卒業生及び在学していた者をもつて構成し会費を負担する。

- 第6条 本会は、下記の役員を置く。
- (1) 名誉会長（学校長）
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 会計 2名
- (6) 会計監査 2名
- ※ 幹事として、各期各学級男女各2名を置く。
- 第7条 会長は、本会を代行し会務を統率する。
会長事故ある場合は、副会長がこれを行う。
- 第8条 幹事は、役員会の決議事項を実行すると共に常時の会務を執行する。
- 第9条 会長及び副会長は、役員会において正会員から選出する。
- 第10条 顧問は、役員会において正会員より推挙する。
- 第11条 役員の任期は、4年とし再任を妨げない。
- 第12条 役員会は、常時会務を執行することを原則とする。
- 第13条 役員会は、4年に1回実施する。
- 役員会においては、議案の外、会計監査の承認を得るための会計報告書を提出し役員会の承認を得なければならない。
- 第14条 特に必要ありし時、役員の5分の1以上の請求ありし時は、会長は10日以内に臨時役員会を招集しなければならない。

第15条 役員会の決議事項

(1) 会則の改定や廃止等

(2) 事業計画の設定または変更等

(3) 経費の賦課及び徴収の方法

第16条 役員会の決議は、出席者の過半数の賛成によって成立する。

(附則) 本会則は、令和元年7月 3日より効力を発する。